

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年6月20日

京都市長 榎本 頼兼

1 許可年月日及び許可番号

平成18年11月24日 第3479号

平成19年6月5日 変第1619号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区久世大藪町156番地の2(一部), 157番地の1, 157番地の2, 157番地の3, 157番地の4, 159番地(一部), 162番地の1, 163番地, 164番地, 165番地, 166番地, 167番地, 168番地, 169番地, 170番地, 173番地の1(一部), 173番地の2(一部)及び591番地の1並びに同区久世殿城町479番地の3並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区大枝東長町2番地の3

洛西建設株式会社

代表取締役 清水 章

(都市計画局都市景観部開発指導課)